

職権打刻されているエンジンの載せ替えについて

移動式クレーンの走行用エンジンを載せ替えする際は、車検証にて【原動機の型式】欄を確認し、以下の2つのケースのどちらに当てはまるか確認してください。

① 登録時にエンジン型式の打刻がそのまま認められた車両

原動機の型式
J08E

RTの例
(日野J08E)

原動機の型式
OM471LA

ATの例
(Mercedes-Benz OM471LA)

車検証の【原動機の型式】欄にエンジン型式の【J08E】や【OM471L】と記載されている場合の載せ替えは、同じ型式のエンジンを載せ替える為、問題ありません。

② 登録時にエンジン型式の打刻が認められず職権打刻になった車両

原動機の型式
国[01]***

ATで職権打刻された例
(職権打刻：国[01]***)

登録時に職権打刻され、車検証の【原動機の型式】欄に【国[01]***】と記載されているエンジンの載せ替えを実施すると、車検証の記載と実際のエンジンの型式が合わなくなってしまいます。事前に【原動機打刻部分の修理許可】を申請し、承認されると載せ替え可能になりますが、許可を得ていない場合、継続車検が受けられない問題が発生します。

②の場合の対応

以下の対応が必要ですので**必ず事前に運輸支局へ相談**してください。
整備事業者（指定工場または認証工場）より運輸支局へ【原動機打刻部分修理許可】を使用して申請⇒許可を得る
⇒エンジン載せ替え実施 ⇒職権打刻の再打刻

※エンジンの載せ替えは指定工場または認証工場により事業場内で実施しなければなりません。

メンテナンスのご用命はタダノ指定サービス工場へ



株式会社 タダノ CS企画部作成